

# 2020年国民春闘方針

2020年1月10日

国民春闘共闘委員会 単産・地域代表者会議

20 国民春闘では、格差を是正し、私たち一人ひとりの所定内賃金の引き上げと雇用を守り、均等待遇を実現し、労働者の人権を保障し、平和な社会で暮らすなかで、将来の人生設計が立てられる職場と社会を実現する。職場や仲間、地域で本来あるべき労働、あるべき生活、「健康で文化的な生活とは」を語り合い、その姿を共有する。困難や格差の要因を明らかにし、希望を語り、根本的な構造の改革を求め、未来を切り拓く国民春闘と位置付け、たたかいをすすめる。

可処分所得総額は、1997年の約314兆円を最高に2018年には約308兆円と減少している。要因の第1は、労働の成果が労働者に分配されていないことによる。労働分配率は09年の63.8%を最高に下がり続け18年には50.4%へと減少している。その一方で株式配当は、2.24倍に増加している。可処分所得の増加には労働者と資産家の格差を是正し、労働分配率を上げることが必要である。なお、この間非正規雇用労働者は1765万人から2120万人に1.2倍増加している。しかも非正規雇用労働者の賃金は正規雇用労働者の64.6%にとどまっている。賃金の底上げと均等待遇を実現することが求められている。第2の要因は、税と社会保障負担が1.18倍に増加していることによる。労働者の総報酬額の増加分1.08倍を上回る負担増である。しかも逆進性のある消費税が2019年10月から10%へと増税が強行され税負担が大きくなった。税と社会保障における応能負担と必要の原則を確立させることが必要である。

ところで、20 国民春闘を前に経営者側は経済状況の厳しさを強調している。消費税増税やオリンピック需要の終了、米中貿易摩擦や日韓関係の悪化が総貿易の7割を東南アジアが占める国内経済に影を落としている。東京商工リサーチの調査では、2018年の中小企業の倒産は8,325件だったが、休・廃業、解散した中小企業は46,725件と倒産件数の5.6倍に達している。日本経済を支えている中小企業の存続が厳しいことを示し、中小企業に働く労働者の賃金低下や雇用不安が拡大している。

しかし、一方で国内の資本金10億円以上の約5000社の内部留保は、449兆円に膨れ上がっている。労働者の雇用条件の向上や中小企業との公正な取引、設備投資を行わず、実業ではなく財の移動で収益を上げ、内部留保を増やしている。大企業と中小企業の格差を是正するため、大企業に対して「日本経済が困難な時期であるならば内部留保を活かすべき」ことを求め、国民世論で包囲する。

20 国民春闘では、全国・単産・地方の統一闘争で経営者に対するたたかいを強めるとともに、政府に対する政策・制度要求のたたかいと大企業・背景資本に対するたたかいを重視する。特に大企業に対して内部留保を労働者や中小企業のために使い、経済の循環を高める

ことを求める。

このたたかいを推進する力は職場にある。将来の生活設計ができる働き方を実現するため職場での要求討議を徹底し、将来の人生設計を可能にするために労働者が堂々と「賃金引上げ」「労働時間短縮」を要求できるとの確信をつくる。労働組合に団結することで要求を実現することを示し、組合員はもとより、社会的にも労働組合の姿を知らせ、見える国民春闘とする。職場で、街頭で「本当はこうだったら良いのに」の声を集め、どうしたら実現させられるか「考え行動する」総がかりの国民春闘をつくり経営者と大企業・政府に迫る。

国民春闘共闘委員会結成 30 年のこの間のたたかいは、「内部留保」の活用、「全国一律最低賃金制度」「労働時間短縮」などを掲げ一貫してたたかってきたことで、「たたかいで変化をつくりだすことができる」ことを示してきている。20 国民春闘は、これまでの運動を更に前進させ、職場組合員の力ですべての労働者と共に格差をなくし、経済構造・社会構造・財政構造を根本的に変えて、未来への扉を開くたたかいである。

## 1 2020 年国民春闘はどんな情勢のもとでたたかわれるのか

### (1) 賃金引上げ・労働時間短縮を阻む過重な内部留保

12 月 13 日に日銀が発表した 12 月の短観によると、「業況判断」指数は、大企業の製造業が 0 と、前回 9 月調査から 5 ポイント低下した。悪化は、4 期連続で、2013 年 6 月以来の低い水準になっている。大企業の非製造業も 2 期連続で悪化した。3 ヶ月後の先行きについても、大企業の製造業の「変わらない」を除き、中堅企業・中小企業いずれも製造業・非税業を問わず、マイナスとしており警戒感の強さを示している。

ところで安倍政権の 2012 年から 2018 年まで、名目 GDP は 51 兆 2860 億円増えている。同期間の内部留保は 333 兆円から 449 兆円へ 116 兆円と、GDP 増加分の 2.26 倍も激増している。安倍首相は「生産性をあげて賃金を上げる」と言っている。しかし、2012 年から 2018 年の労働者一人当たりの名目生産性（付加価値額）は 786.6 万円から 835.5 万円へ約 49 万円増えているが平均賃金は 412 万円から 432 万円へ 20 万円増えているだけである。物価上昇分を加味した実質賃金は上昇していない。日本だけが、人件費削減による消費冷え込みが国内市場を縮小させている。さらに海外株主に対する配当の増加と海外投資とによって国内経済を縮小させるという負の循環を拡大させている。内部留保の増加によって経済の循環ができていないことが、労働者の生活と中小企業の経営を困難にし、日本経済が回復できずにいる主たる原因となっている。

この内部留保を、賃金や最低賃金の引き上げ・全国一律最賃制の確立をはじめとする賃金底上げ、均等待遇の実現、賃下げなしの労働時間短縮、人員増に活用させることこそ貧困を解消し、格差を是正させ、労働者の権利保障につながる。したがって、経営者に対する賃金闘争と一体となった大企業に対するたたかいを強化し、企業規模間の格差解消に向けて経済構造を根本的に転換することが求められている。

## （２）政府・財界による春闘破壊攻撃

財界は、2019年の経営労働政策特別委員会報告でも「適切な総額人件費管理の下、自社の支払能力をふまえ、労働組合などとの協議を経た上で企業が決定することが原則」としている。労使対等原則に反し、労働者の賃金を企業の支払い能力に従属させている。しかし、実態は利益を役員賞与や株主への配当、金融投資など富裕層内での循環に回している。富裕層内だけでの循環は格差を拡大し、経済を停滞させる。労働者を企業に従属させ続けてきた結果である。大企業の労働者を2万5千円賃上げするのに必要な内部留保の割合は、主要100社で1.37%である。内部留保や金融資産の一部を活用しただけで、労働者及び下請け企業における好循環を図ることが可能である。

財界はこの間、労働者間に格差を広げ、「労働者間競争」をあおり、労働分配率を大幅に低下させた。同時に、産業別の一体的闘争を分断し、企業間格差の拡大も容認してきた。労働者が力を結集して、ともにたたかう春闘を否定する「個別的労使関係による春闘」を押し付けてきた財界の姿勢を許すことはできない。大企業・大資産家の「自己のことに専念する」考え方は国連のSDGsにも反し、貧困を生み、格差を拡大する大きな要因となっている。貧困と格差の解消ためにも、企業規模を超えた産業全体で「景気回復は大幅賃上げで」の世論形成と統一したたたかいが不可欠である。

20 国民春闘では、個々の企業におけるたたかいを強化すると同時に、全国・単産・地方（地域）を有機的に結合させたたたかいが求められている。さらに、大企業に対して、賃金でも雇用でも経済でも社会的責任を果たすことを求めるたたかいを展開する。

## （３）消費税増税が生活と仕事を奪う

10月1日、安倍内閣は国民の不安や危惧に応えることなく消費税の税率10%を強行した。しかも安倍首相は経済指標が悪化しているにもかかわらず6か月間も予算委員会を開かず、参議院選挙後、2か月間も臨時国会を開かず国会や国民への説明責任を放棄した。

消費税増税による国民一人当たりの負担増は、年5万1千円になる。10月の景気動向指数は、前月比5.6ポイント低下し、3.11東日本大震災以来の大きさとなった。消費支出は前年同月比5.1%減少している。さらに中小企業における税負担や設備投資負担は中小企業の倒産や休業・廃業を増加させ、11月の企業倒産は3か月連続の前年同月を上回り、負債総額も2.3%増と6か月ぶりに上回っている。また、企業は人件費が消費税の控除対象とならないとして、業務の外部委託化などをすすめようとしている。企業は人件費が消費税の控除対象とならないとして、業務の外部委託化などをすすめようとしている。期間雇用労働者や非正規雇用労働者の雇止めや派遣への置き換えも想定され、労働者の雇用が破壊される。軽減税率やキャッシュレスの押し付け、「全世代型社会保障」などは「低所得者の救済」とはかけ離れた高所得者向けの節税策であることが明らかになった。低所得世帯には逆に負担増となる冷たい施策がすすめられている。

消費税が導入されて31年。その間の消費税収は397兆円である。ところで、法人3税の

減税が 298 兆円、所得税・住民税の税収は 275 兆円減った。「社会保障のため」と標榜して導入した消費税の正体が、大企業と高額所得者への減税の穴埋めのためだったことが明らかになっている。消費税を 5%から 8%に引き上げたことで、国民の暮らしと景気、中小企業の営業が破壊され、日本が“経済成長できない国”となった。

消費税の増税強行に反対するたたかいは、「10月消費税 10%ストップ！ネットワーク」が昨年 12 月結成され、全国で運動を広げ、9ヶ月間で 108 万 6001 筆の署名を集め、国民の怒りとなって、更なる広がりを見せている。消費税の廃止を視野に緊急に消費税の 5%減税を掲げた共同のたたかいを拡げることが必要である。応能負担の原則の徹底と政府による所得間調整機能の発揮という財政の確立のため、財政政策を労働者の権利を保障するよう根本から変えていくために広く国民世論をおこし、大企業・大資産家奉仕の安倍政権を包囲する。

#### (4) 雇用の流動化政策が生活設計を困難にしている

政府が財界と一体となって進める雇用流動化政策により、2つの現象が現れてきている。最低賃金の引き上げが賃金に直接影響する労働者の増加していることと非正規雇用労働者の増大である。

10 月から、地域最低賃金は加重平均で 27 円の引き上げとなった。東京と神奈川では 1,000 円を超えた。しかし、私たちの要求からすると低く、しかも最低賃金引き上げ分が手当の削減で年収の増につながっていないケースもある。各地方組織がとりくんできた最低生計費試算調査は、ほぼ時間単価 1,500 円水準となっている。どの地域で働いても生計費はほとんど変わらない。各地方の調査は最低賃金に対する社会的な関心を高めている。最低賃金の引き上げは、非正規雇用労働者だけの課題ではない。正規雇用労働者でも時間単価で最低賃金を下回っている労働者が公務労働者も含めて存在している。直ちに改善することが必要である。最低賃金の引き上げを年収の増と初任給の改善につなげると共に各年代の賃金引上げに反映させることが必要である。

最低賃金の引き上げは地域経済や中小企業の経営を圧迫するとの議論もあるが、2018 年に休・廃業、解散した企業の 49.1%は黒字経営だった。倒産・休廃業の理由として、販売不振が 7 割を占めているが、経営者の高齢化、後継者不足などが続いている。「賃金の上昇」が原因とされる倒産・休廃業はほとんど見られない。来年の通常国会で法案の成立を図るとした「最低賃金アクションプラン」の運動を強め、地域間格差をなくすために全国一律最低賃金制の確立を図る運動を強める。「最低賃金引き上げはわが事」とのたたかいをさらに強め、全国一律最低賃金制の確立を実現する。

次に、非正規雇用労働者の労働条件の改善である。春闘アンケートの賃上げ要求額は 2012 年の 126 円から 161 円に 27.8%引き上がっている。雇用形態にかかわらず「生活できる賃金と労働条件」を求める声は強い。19 国民春闘でも均等待遇の実現を求めるたたかひが多く職場で取り組まれ要求が前進した。2020 年 4 月からの法施行の先取りであり、不十分

な法制度を職場からのたたかいで上乗せしている。しかし、政府・財界は正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差を残そうとしている。私たちは「非正規差別 NG」を進め、職場から均等待遇を求めるたたかいをすすめている。また、均等待遇を理由とした正規雇用労働者の賃金引き下げを許さないたたかいも重視した。労働分配率を上げて、差別と分断を許さないたたかいを進め、均等待遇を実現することが求められている。このため、組織化とあわせ、正規雇用・非正規雇用一体となって均等待遇を推進する。移住労働者の権利保障と共に賃金の実質的保障も必要となる。

さらに、技術革新により、20 世紀と職場環境は大きく変化した。しかし、労働者の負担は軽減されず、むしろ精神的負担が増加するとともに「AI による無用階級の現出」など、労働者への「脅し」の手段に使われている。ライドシェアなど労働者の雇用や「国民の安全」、「地域経済」を破壊しようとする動きも強まっている。技術革新は企業の利益のためでなく、雇用を守り、労働者の肉体的・精神的負担の軽減のためにある。技術革新の成果は作業負担の軽減や賃金を確保した労働時間の短縮に充てること求めた運動をつくることである。併せて、政府の所得の再配分機能を強化させ、国民生活の保障を行わせるため、財政構造や経済構造を根本的に変えていくことが必要である。

#### **（5）自己責任と競争を押し付け、ハラスメントを放置し、長時間労働や派遣の拡大、解雇の自由化をめざす政府・財界**

安倍「働き方改革」の本質は、労働規制を官邸・財界主導で経済（グローバル大企業の利益）に従属させ、「働き方の自立化」などのいかにも労働者の主体性を尊重するかのような表現を用い、労働者保護法制をなし崩しにしようというものである。安倍政権は引き続き、巧みなイメージ戦略をとりつつ、雇用・労働条件にかかわる労働立法・労働政策の全面的な改悪を進めようとしている。

政府は、「労働者に新たな選択肢を提供する」として「解雇無効時の金銭解消制度」の創設を狙っている。しかし、「金銭解消制度」は、「労働契約解消金」の算定式をつくり、金額の上限水準を予測可能とし、経営者が確実かつ容易に労働者を解雇できる「リストラ促進法」となりうる。労働者には安定した雇用が必要であり、阻止すべき法案である。

第 196 国会で撤回させた「企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大」、事業場を異にする場合の労働時間通算・割増賃金制度の見直し、テレワークにおける深夜割増賃金の見直しなどが狙われている。労働時間通算制度の見直しは割増賃金による労働時間規制制度の破壊の端緒となるだけでなく、「副業・兼業」を促進させ、テレワークとあわせて、労働者保護法制の適用除外となる「雇用されない働き方」を広げる突破口として位置付けられている。加えて、労働力調達政策としては、労働者の権利保障がなされないままの移住労働者の受け入れ拡大、年金受給年齢の繰り上げにもつながる高齢者の労働力化、日雇い派遣の要件緩和など派遣労働の拡大も狙われている。

政府は 2020 年の通常国会に向け 70 歳までの「高齢者雇用安定法の一部改正」法案を準

備している。「人生 100 年時代においては、働く意欲がある労働者が、その能力を十分に発揮するため」「中途採用の能力をよりよくいかせる職場を求めるニーズが増していく」とし、雇用の流動化こそが良質の雇用につながることを前提としている。政府・財界の意図は技術革新や市場環境の変化が進み、新卒労働市場の縮小に対する対策として中途採用を通じて「社内にはない高度な技術、一定の専門性や経験を有する人材を社外から確保する」もので企業の論理を優先している。しかし、雇用の流動化は多くの労働者の将来の生活設計を困難にさせている。雇用の確保という経営者の責任と社会保障の充実という政府の責任を放置し、労働者に責任を転嫁している。雇用の継続性を確保し、高齢者雇用における均等待遇を実現させる。人手不足解消のためには労働条件の向上と雇用の安定化こそが有効である。

労働契約法 18 条に基づく無期転換申込が 2018 年 4 月から可能となっている。しかし無期転換権が生じる前に雇止めを行う使用者の違法行為が後を絶たない。各地で取り組まれている市民講座の開催頻度をあげ、無期転換、同一労働同一賃金、新 36 協定などの労働法制の周知と労働組合への結集と共同の行動を呼びかける必要がある。悪法から職場を守るとりくみ、高度プロフェッショナル制度等悪法廃止に向けたとりくみを強化しなくてはならない。

また、200 回臨時国会で与党が強行成立させた学校職場における「1 年単位の変形労働時間制」の条例化を許さないたたかいは各地方・地域で展開する必要がある。職場を基礎に教職員の増員を求める「せんせいふやそう」運動と一体となったたたかいの展開が求められている。

大企業の中で、黒字であるにもかかわらず人員整理を行う「黒字リストラ」進んでいる。将来の企業像を描くのであればそこに働く労働者の人生設計も配慮すべきであり、「黒字リストラ」を許さないたたかいが求められている。また、「金融再編」として地方の金融機関を切りすてる動きも現実化してきている。地域経済とそれぞれの地域での暮らしを守り、働く労働者の雇用安定のためにも大金融資本の優遇ではなく地域金融機関の役割が発揮できる構造の改革が必要である。

安定した雇用と労働条件の確保は労働者の将来の生活設計を可能にし、離職を防ぎ人員不足の解消にも資する。企業に労働者を従属させるのではなく、労働者の権利を保障するため経済構造や社会構造を根本から転換させることが求められている。安倍「働き方改革」の本質を明らかにし、狡猾な政策宣伝を打ち破り、政府・財界の危険な狙いを労働者に伝え、労働政策の根本的転換を図るたたかいを職場と地域、単産・全国のたたかいと結合させ、共同を拡げて強化する。

## （6）社会保障の改悪が生活の基盤を崩している

財務省は 20 年度予算の概算要求で「高齢化による社会保障費の膨張などが主因で、19 年度当初予算と比べ 3 兆 5427 億円（3.5%）増えた」としており、社会保障費は更に査定過程で圧縮される可能性がある。

年金や医療をはじめとする社会保障の経費は、「自然増」を、5300億円の範囲内に抑える  
とタガがはめられた。さらに、6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」（骨  
太方針）には、年金と介護は来年の関連法案の改正に向けて今年末までに結論を出し、医療  
は2020年の骨太方針に改革案を明記すると工程を定めている。このうち、年金制度に関し  
ては、年金受給者の急増を見据えた改革に着手するとしている。焦点は、人口減などの影響  
を支給額に反映し、自動調整する「マクロ経済スライド」の発動要件の見直しだ。「マクロ  
経済スライド」は物価や賃金の上昇幅より年金額の伸びを抑えるための措置であり、年金の  
支給額の減少を目的としている。「マクロ経済スライド」をやめ、最低保障年金制度の確立  
など、将来の生活設計を可能するための減らない年金制度の確立が求められている。

年金の受給開始年齢の上限引き上げに関し、公的年金制度の支給開始年齢は原則65歳だ  
が、受け取り開始時期は60歳から70歳の間で選ぶことができる。この上限を75歳に引き  
上げる案が浮上している。年金支給開始年齢の引き上げを許さないたたかいが求められて  
いる。

医療面では、75歳以上の病院での窓口負担を1割から2割に引き上げることが検討され  
ている。がん治療薬など超高額薬によって、医療財政の圧迫が懸念される中、保険適用のあ  
り方や、市販薬で代替可能な薬を保険の対象から除外させようとしている。

国の責任である医療の負担を国民に押し付けることは認められない。また企業の社会保  
険料の負担割合もフランスの49.1%に対して24.0%であるようにヨーロッパと比べると低  
い。大企業や大資産家に対して応能負担による社会保険料の負担増と併せて、国民のための  
医療制度を確立するため、財政の根本的な改革を求めた運動を強めていく。

厚生労働省は9月26日、再編・統合の必要性があるとして424の公立・公的病院等の名  
称の公表を強行した。対象は1455の公立・公的病院等で、2017年度の単年度の報告データ  
を基に、「診療実績が少ない」「他の医療機関と競合している」といった分析を行い、病床数  
の削減・変更や診療体制の見直しを求めている。これは、実質的に公的病院が対象となっ  
ている。医療費抑制や自治体の集約化は認められない。地域の実情や需要を反映している公的  
医療を守ることが自然災害から国民の命と健康を守る上からも必要である。地域でのたた  
かいが重要となっている。すでに地方組織内でキャラバンを実施しているところもある。地  
方春闘共闘と地域社保協の連携などにより「地域医療を守るたたかい」を拡げ、医師や看護  
師など医療労働者の増員と公的病院を拡充することが求められる。総合的な視点から中期的に  
経済を見ればAIやIoTの活用によって生まれる剰余価値を対人労働への配分を増加させる  
ことが必要であり、地域医療を拡充することは可能である。国内の人的・物的財産を国民本  
位に分配するという国民合意づくりと政策を推進するのが政府の役割である。現代国家の  
基本である「社会保障が国家の責務」という世論を形成し、財源の集め方、財政の使い方を  
根本的に転換させるたたかいの強化が求められている。

#### （7）改憲策動と戦争する国づくりを許さないたたかいに決定的な勝利を勝ち取る

「3000万人署名」を軸にした職場・地域での運動が、2017年5月3日の「安倍改憲」発

言から2年5か月、「安倍改憲」スケジュールを大きく遅らせ、追い詰めている。第198通常国会においても、自民党改憲案の説明・議論を許さなかった。さらに、7月の参議院選挙では改憲勢力3分の2の議席を割り込んだ。「憲法改正」を公約に掲げ、選挙をたたかった自民党は9議席減らし、単独過半数を割り込んだ。

しかし、安倍首相は、参議院選挙の結果を勝手にねじまげて、「(憲法改正について) 議論していけと言う国民の声をいただいた」などと、改憲に突き進もうとしている。9月11日、改憲にシフトした「第4次安倍再改造内閣」発足の記者会見においても、「自民党立党以来の悲願である憲法改正への挑戦だ。困難でも必ずや成し遂げていく」と語り、臨時国会終了後の記者会見でも「国民の関心は高まりつつある。来る通常国会で憲法改正原案の策定を加速させたい。私の手で成し遂げたい」とあらためて改憲への執念を示した。地域からの改憲論議の促進を図り、本気の改憲策動を強めている。防衛省の概算要求も宇宙やサイバー領域での対応強化などで5兆3223億円と過去最大となった。沖縄の米軍基地再編経費も含め総額はいっそう膨らみ、国民の負担は増大する。さらに、中東地域への自衛隊の派遣も閣議決定された。

こうした中、トランプ政権は、1月2日夜、イラクのバグダッド空港でイラン革命防衛隊のソレイマニ司令官を殺害したと発表した。どのような理由があったとしても、一国の政府要人を殺害することが正当化されるはずがない。明確な国際法違反であり、国連憲章違反である。国連憲章と国際法を無視した米国の軍事行動に強く抗議する。イラン国营テレビは、1月8日未明、米軍と有志連合が駐留するイラク西部のインアルアサド空軍基地などにミサイル攻撃を実施したと、報道した。武力は報復の連鎖を生むことにしかならない。すべての軍事行動の中止を求める。対話こそが唯一の解決の手段である。米国とイランに軍事行動をただちに停止し、対話のテーブルにつくよう強く求める。

国民が政治に望むことは、一貫して、「改憲」よりも「暮らし」への対策である。台風15号により広がる停電や断水への対応を放置したまま、内閣改造に浮かれている姿に、「防衛予算よりも防災予算を」の声が上がっている。「減災対策」強化など、「軍事費削って暮らし・福祉・教育に回せ」と求め、安倍政治を終わらせ、憲法を暮らしに生かす政治を実現することが喫緊の課題となっている。日米自由貿易協定を強行した安倍政権に対して国民の安全を危険にさらすものとの批判も広がってきている。国民生活を基礎に要求に基づく「市民の共同」、「市民と野党の共同」の強化・発展を運動で支えることが引き続き求められている。

4野党・1会派と市民連合は、安倍9条改憲反対・改憲発議阻止、安保法制廃止・共謀罪廃止など13項目の「共通政策」で合意し、32の1人区すべてで野党統一候補を擁立し、10選挙区で勝利した。29の選挙区では統一候補の得票が各野党の比例票の合計を上回った。

「野党が共闘してたたかうことにこそ、安倍政治を終わらせ、改憲を断念させる力がある」ということが明確に示された。市民と立憲野党の政策の合意は、政治を労働者・国民の生活本位に転換させる内容であり、選挙戦の結果は今後の政策協議と政権構想の議論の出発点として重要である。臨時国会では高校生の声に応じて「大学入試における英語試験の民間化」



を延期させたり、安倍首相による税金の私物化である「桜を見る会」の追求を立憲野党が共同で行うという実績を残した。政権選択となる衆議院選挙では政権構想も視野に衆議院議員選挙の選択基準として確立していくため労働者・国民の要求運動とも結合させたたたかいを強める。参院選後も、埼玉県知事選勝利や岩手県知事選での圧勝などに繋がり、流れは発展を続けている。

私たちは要求運動の結果、選挙で政権を変えた経験を持っている。市民と立憲野党の政策協議で「選挙で政治を変えて、生活を変えよう」との声を上げ、選挙権の行使に繋げてこそ、政治構造や経済構造を根本的に転換させる可能性をひろげていくことができる。

安倍改憲策動を押しとどめてきた世論と私たちの運動の力を確信にして、衆議院選挙も想定し、改憲へ暴走する安倍政権を退陣させ、改憲策動にとどめを刺し、憲法を実現する政治に根本科ら変えるたたかいを意気高くすすめる国民春闘である。

## Ⅱ 2020年国民春闘をどんな構えでたたかいぬくのか

2020 国民春闘は①たたかいと一体となった組織の強化、②地域活性化と社会的な賃金闘争、社会保障闘争の強化で、誰もが8時間働けば人間らしい暮らしの実現、③安倍政権を退陣に追い込み改憲策動と戦争する国づくりをストップさせるとりくみを「森友・加計」から「桜を見る会」へと続く、数々の税金の私物化、疑惑の隠ぺいの追求と併せて重点にとりくむ。

2020 国民春闘勝利に向けて、全国・単産・地方（地域）一体となった運動を展開する。「要求と運動の見える化」をすすめ、「一組合員一行動」を実践し、参加した組合員が一体感をもつことができる統一行動を展開する。

たたかう力の原泉である職場における討議を重視する。国民春闘要求アンケートで示される生活実感、過去の賃金表との比較で現れる可処分所得の減、最低賃金体験や最低生計費試算調査の結果などが示す実態で要求づくりの議論を徹底しておこなう。職場にある「賃上げは難しい」「とりあえず今のままで行くしかない」「会社も儲かってないし、潰れても困る」などの思いも受け止め、打開の道を議論する。職場で、街頭で労働者の生活の理想の声を集め、どうしたら実現できるかを仲間と考え、議論し、行動に結び付ける。安倍政権の憲法改悪や悪政への反対運動を強く進めるとともに切実な実態を対置し、改善を求める攻勢的で積極的な要求闘争を展開する。これらの活動に欠かせない職場・地域への結集を強め、ストライキ権を確立し、要求水準の回答を求める経営者に対するたたかいと全国・単産の統一行動へ結集を強めるとともに相互支援、援助を行う。春闘の大幅賃上げ、底上げ、非正規雇用労働者の均等待遇、人手不足、定年延長、全国一律最低賃制度の確立などの課題は、公務労働者の労働条件の改善の課題とも共通しているとの認識も深まっている。民間と公務の一体的なたたかいをつくる。

とくに、全国一律最低賃金制度の確立と非正規雇用労働者の均等待遇実現、労働時間の短

縮、改憲反対・「憲法守れ」の運動を重視する。大幅賃上げ・底上げ、ハラスメント根絶、無期転換の実現、直雇用の確保など、働く権利と基本的人権を守り、発展させ、人生設計が可能な働き方を実現するため抜本的な構造の転換を求めて運動を展開する。

個々の経営者に対するたたかいと共に、地域活性化運動の推進として大企業の内部留保を社会的に還元させるためのとりくみを強化する。要求実現と結びつけビクトリーマップによる宣伝や大企業要請行動を配置し、内部留保への課税等を検討し政府に求めていく。国民春闘期のたたかいをすすめるにあたって、機関会議の開催や職場懇談、機関紙の発行など、組織の基本活動を徹底し、あらゆる行動を組織の強化に結び付ける。

衆議院選挙も視野に経済構造や財政構造の根本的変革を実現するため、以下の5点で2020年国民春闘のたたかいを総合的に展開する。

### **(1) 組織強化**

春闘期の活動は組織強化の絶好の機会である。春闘アンケートの実施や要求づくり、地域総行動、要求書提出、交渉、妥結討議、新規採用者への組合加入の声掛けの計画と実践などあらゆる機会でも組織を強化する。そのため、SNSなどの活用も含め機関会議の定例化や会議結果の報告、機関紙の発行、職場懇談、オルグなどを計画的に進める。また、中央行動・産別行動・地域行動への組合員の参加を組織化するとともに、行動結果を職場にフィードバックさせ、要求への確信を深める。

### **(2) 大幅賃上げ・全国一律最低賃金制度の確立**

新自由主義に基づく日本経済の行き詰まりが鮮明になるもとの、国民世論を背景に2020年国民春闘で正規雇用・非正規雇用、移住労働者を問わず、すべての労働者の実質賃金の減少分を解消し、ベースアップによる賃金の引き上げと年間収入増を実現する。未来を展望した「地域活性化大運動」をいっそう強化する。地域は自然災害の減災・応急対策でも暮らしと地域経済をまもる基点となる。“地域”を基礎に共同を大きく前進させる。とくに、「全国最賃アクションプラン」など「社会的な賃金闘争」を「わが事」として強化し、賃金底上げの流れをつくりだし、「賃上げが必要」「将来の生活設計ができる働き方を実現しよう」と、職場からのたたかいと地域でのたたかいを有機的につなげる。議員への働きかけを強め、全国一律最低賃金制度を確立する。また、内部留保の活用を求めて大企業に対するとりくみを強化する。

### **(3) 均等待遇・労働時間短縮の実現**

アベ「働き方改革」への総反撃を構築し、労契法裁判等の積極面を活かし、「非正規差別NG」運動を広め、労働者間の配分問題ではなく、労働分配率の上昇による格差是正・均等待遇の実現を図る。法定労働時間の短縮も視野に賃金引き下げなしの労働時間短縮とそのため「せんせいふやそう」運動など人員増を実現する攻勢的なたたかいを推進する。高度プロフェッショナル制度の廃止・実施停止と裁量労働制の拡大や金銭解雇制度の導入を許さないたたかいを展開する。職場から個人責任の押し付けと無用な競争をなくし、ハラスメントを一掃する。

#### (4) 安倍改憲を許さず、平和と核兵器廃絶の実現

安倍改憲を許さず、戦争法の運用本格化に反対し、廃止を求める共同をさらに強めるとともに、改憲策動と戦争する国づくりをストップさせるために総力をあげる。中東への自衛隊派遣や軍事費の増大に反対する。核兵器の廃絶のため「ヒバクシャ署名」「核兵器廃絶署名」を展開し、核兵器禁止条約の成立と批准を目指す。環境課題も加えた4月の「世界大会 IN ニューヨーク」を若者の参加で成功させる。

#### (5) 労働者のための税と社会保障の改革

税と社会保障の国民的な立場での改革を実現するため、消費税の廃止を求めると共に当面、税率引き下げの一点での共同を拡げる。資産課税の実現、保険料の上限の引き上げなどを求めるとりくみを強化する。企業が内部留保を活用しない場合は内部留保に対する時限的な課税を求め、年金・生活保護の拡充、医療提供体制の強化など社会保障の財源、「せんせいふやそう」などの公務労働者の人員増、中小企業助成などに活用させるたたかひも展開する。社会保障の後退を許さず、国民生活を守るべき国や自治体の役割を明らかにして国民世論を背景に医療や介護、保育、年金制度の拡充と労働者の賃金向上、配置基準の改善、20年度予算の充実を求める運動を展開する。

### Ⅲ 国民春闘方針の柱、重点課題の運動をどのように展開するのか

#### (1) 日本経済の再生、持続可能な地域経済・社会への転換を求めるとりくみ

アベノミクスのもとで日本経済の行き詰まりがいつそう鮮明になっていることを踏まえて、国民生活向上の課題を第一に据える。

- i 20 国民春闘本番に向けて秋から新春に向けて「大幅賃金引上げで景気回復」の世論づくりを行う。経営者に対する運動を全国・産別・地域、一体となっていく。全国一律最低賃金制度の確立を中心とした賃金底上げと「地域活性化大運動」のとりくみを強化し、大幅賃上げ・中小企業支援の強化など持続可能な地域経済・社会を求め世論を大きく構築する。

そのため、2月の「地域総行動」を軸に春の段階で、未加盟労組や経済団体や地域の諸団体との対話・懇談運動を地域段階・産業毎に集中して展開する。

また、大企業に対して内部留保を活用した景気対策を求めるとりくみを行う。2月13日（木）（予定）で経済団体や内部留保や流動資産の多い大企業を対象に内部留保の活用を求めて要請行動に取り組む。また、トヨタ総行動（2月11日）に参加する。

全国一律最賃制の確立とも結合して、6月を「地域活性化行動月間」として、諸団体との懇談をすすめる。

- ii 賃金の底上げと中小企業支援の強化を引き続き軸にしつつ、農林漁業や社会保障、教育、税制などの課題も包含して、アベノミクスのグローバル競争国家づくりに対抗する、持続可能な地域循環型の経済・社会、地場産業の振興という対決軸をいつそう鮮明にし

た運動の発展をめざしていく。

消費税増税を撤回させ、消費税の廃止を視野に当面、緊急に消費税 5%への減税の共同したたかいを拡げ、強める。

中小企業政策の拡充の政策化の具体化として、中小企業振興条例の制定と併せて内部留保の活用を求めるとともに、①中小企業予算の増額、②賃上げをした中小企業への直接補助および保険料等の減免、③大企業との公正な取引の実現、公正な取引を徹底する政府の監視体制の強化。④地域における中小企業向けの有効需要の創設などを図るため、政策をもって中小企業団体等との懇談を重ねる。

iii 以上のような基本方針のもとに運動を強めると同時に、「全世代型社会保障」など安倍政権が国民への幻想を強めるもとで、「地域医療を守るとりくみ」「自然環境の保全」など緊急的な対策を実現することを重視し、とりくみを工夫する。

iv 移住労働者を含む労働者の基本的人権を保障するための経済構造や社会構造、財政構造の根本的な転換をもとめ、労働条件の確立させるたたかいを展開する。

## (2) 社会的な賃金闘争を推進し 20 国民春闘で実質賃金の改善を必ず実現する

① 20 国民春闘で実質賃金の改善を実現し、すべての働く人の賃金を改善するために、出足早く力を集中してたたかう。そのため、春闘アンケートの全組合員規模での集約などで生計費原則に基づく全組合員による要求や情勢の討議を徹底するとともに産業政策の確立を追求する。

すべての職場組織で回答日を指定した要求書を提出し、ストライキ権を背景とした交渉を行う。

i 月額要求の水準は国民春闘アンケートと第 2 次安倍政権以降の実質賃金のマイナス分 (4.4%)、消費税増加分 (2%)、定期昇給分 (2%) による賃金引き上げ額は、月額 25,000 円以上となる。

時間額要求の水準は、この間の格差是正分を加算し、時間額 150 円以上となる。

ii 産業内・企業内最低賃金要求については、時間額 1,500 円以上を目指すこととし、具体的な要求額の水準は時間額・日額・月額の各区分を設定するか否かも含めて各単産・単組で決定することとする。

成果主義賃金の拡大を許さず、評価を賃金格差に結び付けないたたかいを強める。

経営者に対してストライキ権を背景に、回答指定日に要求水準での回答を求めるたたかいを強める。回答に不満のある場合は、ストライキ権を構え、粘り強く上積み回答を求める。

併せて、大企業や地方の企業団体に対する社会的なたたかいを強め、2 月段階からの世論喚起を徹底する。期日までの要求提出やスト権の確立、ニュース発行などやるべきことをやりきり、統一闘争への結集を強める原則的なたたかいを徹底する。

② 「全国最賃アクションプラン」をはじめ、「社会的な賃金闘争」を実践し、生活実感に

基づく大幅賃上げ・底上げの職場と地域での世論づくりをすすめる。

「社会的な賃金闘争」を強化し 2020 年に全国一律最低賃金制度の政治決断を求める。最低賃金の水準は、1,500 円とする。なぜなら賃金は生計費原則で決定すべきである。各地の最低生計費試算調査の結果を踏まえた額とした。

人間らしく暮らせる最低賃金を求めるたたかいは地域経済の活性化に資する。大企業を規制し、中小企業対策を具体化させることと併せてすすめる。そのため、学習ビデオを活用するなど学習を深め、地域集会や地元選出国會議員への要請、自治体議会での決議、100 万人署名を推進する。4 月と 5 月に最賃デーを設定し、ディーセントデーの宣伝などと併せて全国一律最賃宣伝を行う。

なお、20 年の各地方の最低賃金については、地域間格差を解消し、全国が 1,500 円に到達するため、現行の 4 分類を多くりにすることを求めるとともに、現在の各地の最低賃金の水準を踏まえ 3 年から 5 年で 1,500 円に到達する額を設定して、大幅な引き上げを実現する。

また、公契約条例の制定自治体の地域経済への好影響を明らかにし、重点自治体を選び全国規模での制定運動を拡げる。

③ 情勢を踏まえて、3 月中旬の回答集中日（3 月 11 日で提案）。翌日（3 月 12 日）の統一行動を特別に重視し、民間組合はストライキで、公務組合も早朝等集会等で、最大限決起することを基本に、組合員大規模参加の終日行動を展開する。夕刻には全国いっせい宣伝行動を全国津々浦々で実施したうえで、決起集会やデモなど多様な終日行動を具体化し、延べ 50 万人以上の参加で情勢を大きく動かす。

④ 未決着組合を中心に 3 月下旬を交渉集中ゾーンとし、単産および地域からの支援行動や激励行動・集会をなどで交渉による打開を図る。

4 月 1 日から 10 日を回答促進闘争強化旬間として賃上げや労働条件の向上の情報を共有化し、全体としての引き上げを実現する。

⑤ 「全国最賃アクションプラン」の最終年として全国一律最低賃金制の確立と結合させたたたかいを展開する。

全国一律最低賃金制の確立はこれまでの運動によって、社会的な関心を高めてきた。各地での地方最賃を引き上げてきた力や情勢を切り拓いてきた力を集中し、全国一律最低賃金制度の法制化に向けた運動を展開する。法制化のたたかいは国会での過半数を獲得する運動である。そのため、最賃体験や「15 分学習ビデオ」も活用した学習、未実施地方での最低生計費試算調査の実施などを行う。職場での学習を力に、世論を形成し、最低賃金の引上げが初任給の引上げとこれと連動する全体の賃金引き上げにつながることや最低生計費試算調査によって、地方ごとの生計費に差異がないこと、産業連関表によって地域経済の循環度を高めることなどを明らかにして、国民春闘期において正規雇用労働者・非正規雇用労働者が一体となったたたかい、世論をつくり、自治体・議会・地元選出国會議員の賛同を拡げる。すべての職場で企業内、産業別の最低賃金協

約・底上げのとりくみと格差是正・均等待遇実現のとりくみを飛躍させる。

併せて、最賃闘争を生活保護制度など社会保障と一体となった運動としても位置付ける。

- ⑥ 力を集中して世論喚起と賃金引上げ・底上げ、特に最賃闘争を前進させるため、各月の位置づけを明確にして統一行動などを配置する。

### (3) 安倍雇用破壊を止め、職場からディーセントワークを確立するたたかい

第 196 回国会（2018 年 7 月 22 日閉会）で成立した「働き方改革一括法」の施行を受け、職場での具体的なたたかいは始まっている。。時間外・休日労働の上限規制と労働時間規制の適用除外（高度プロフェッショナル制度）、フレックスタイム制の清算期間延長、年次有給休暇の付与義務（5 日）、有期・パート労働者の手当・福利厚生面での格差是正を求める指針などである。

安倍「働き方改革」の根本は労働法制の破壊であるが、私たちのたたかいによって労働者の要求も制度化されている。悪法から職場を守りつつ、使える制度は活用して、職場ルールの規制強化と労働条件の改善、格差是正などを実現する職場闘争を強化する。同時に、安倍政権による雇用破壊・労働法制改悪を許さず、労働者の立場からの「8 時間働けば人間らしく暮らせる」職場・社会を実現する法制度闘争も強化する。

#### ① 職場でのとりくみ

- 1) 安倍「働き方改革」が職場に悪影響を及ぼさないよう、警戒を強めつつ、働く者のいのちと健康、雇用と生活を守り、格差と貧困をなくす職場のとりくみを強める。全労連が作成した「労働時間の新ルールまるわかり book」や非正規センターの「非正規差別 NG リーフ」を活用し、改正労働基準法、労働安全衛生法、有期・パート法、労働者派遣法等のポイントをつかむ学習運動を行う。
- 2) 各職場では、あらためて 36 協定が長時間労働から組合員を守るための有効なツールとして機能しているかどうかを確認し、長時間残業をなくす交渉を強める。7 月～8 月に行った「時間外労働の上限規制と 36 協定についての調査」を今後の運動に活かしていく。引き続き「新 36 協定キャンペーン」を推進する。3 月 6 日を中心に「36 協定の日」として宣伝行動などに取り組む。

2020 年 4 月以降は、中小企業でも改正労働基準法が施行され新 36 協定の締結が必要となる。時間外労働は基本月 45 時間等の範囲内におさめるべきとする法の趣旨をふまえ、安易な「特別条項」（単月 100 時間未満、2～6 ヶ月の平均で 80 時間以下）の締結を認めないものとする。やむを得ず深夜に及ぶ時間外労働が発生した場合の健康確保措置として、11 時間以上の勤務間インターバル協定の締結をすすめる。また、新たに管理監督者やみなし労働時間制適用者も含む「労働時間の状況の把握」が義務化されることから、一般の労働者と同様の労働時間管理と保存を行うよう、使用者に求める。労使協定の締結にあたっては過半数労働組合の立場の維持・確保に尽力し、それがかなわない場合も、過半

数代表の確保に向けた代表選出・選挙にとりくむ。

- 3) 定額働かせ放題・過労死促進となる「高度プロフェッショナル制度」(2019年4月施行)の廃止をめざし、引き続き職場に導入させないたたかいをすすめる。専門業務型や企画業務型の裁量労働制の拡大にも反対する。制度改悪を許さないためにも、職場の過半数労働者の組織化や、過半数代表を獲得する事業場内キャンペーンを行い、要求の多数派をにぎる。
- 4) 職場において働き方の実態を把握し、健康で仕事と生活の両立ができ、未来の人生設計が可能となる労働条件を議論して、要求として練り上げる。業務量や人員配置の見直し、人員増、新規採用による人手不足の解消など、職場の実情に即した解決策を、労使交渉を通じて、実現をはかる。
- 5) 格差是正の課題では、要求の実現の過程で非正規雇用労働者の組織化をすすめる。職場における有期雇用労働者の実態と要求を把握し、有期労働契約の雇止め防止と無期転換、待遇の改善を求める労使交渉を行う。その際、労働契約法第18条の「無期転換ルール」、労働者派遣法の派遣期間3年制限と労働組合との協議、労働契約法第20条裁判の判例法理(各種手当における格差の禁止)、新「有期・パート法」とガイドラインも大いに活用する。先進的なとりくみをした職場の事例を集約し、結集する各組織で共有・実践する。

なお、均等待遇・格差是正を口実にした正社員の労働条件引き下げ攻撃も見られる。一方的な正社員の労働条件改悪は、改正法の趣旨に反するものであり、断念させる。

公務非正規労働者についても、民間職場における無期転換や正規化の流れをふまえ、安定した雇用と労働条件の向上をはかるよう、関係諸機関にせまる。

- 6) 第108回ILO総会で採択された「労働の世界における暴力とハラスメント」条約と勧告、第198回国会で成立したハラスメント関連法(パワハラ、セクハラ、マタハラ等防止措置義務)を踏まえ、職場でのジェンダー差別をはじめあらゆる差別と暴力とハラスメントをなくすためのとりくみをおこなう。このため、職場でハラスメント禁止の労働協約の締結や第三者機関等の設置を求める。
- 7) 公立学校における一年単位の変形労働時間制は学校職場の長時間労働を解消しない。教職員の労働条件の向上と子どもの教育権をまもるため、各都道府県における条例化を許さないたたかいを「せんせいふやそう」と一体化して職場から取り組む。この課題は自治体職場をはじめ全労働者への攻撃であることを明らかにして、地方組織の課題として共同したたたかいをすすめる。
- 8) 会計年度任用職員の雇用をまもり、労働条件の向上、住民のための行政を実現するため、組織化と共に20年4月の実施に向け、法の趣旨である処遇改善につながる賃金水準をはじめとする労働条件を確保する運動を強化する。

## ② 法制度闘争

- 1) 高度プロフェッショナル制度の廃止、残業上限規制の引き下げと適用猶予・除外の廃

止、裁量労働制の拡大反対と規制強化、インターバル規制の導入、解雇金銭解消制度反対等、安倍「働き方改革」を阻止し、労働者の権利向上のための「働き方改革」を求める要求署名やネット署名をとりくむ。また、地方自治体における意見書採択運動にとりくむ。

とりくみにあたっては、引き続き雇用共同アクションのとりくみを重視すると共に、運動や共同の拡がりを中央・地方で追求する。

2) 労働債権の消滅時効について、民法改正に沿った時効期間の延長を求める。

派遣法や派遣法にかかる政令の改悪の検討が進んでいる。直接雇用の原則の確立を求め、これに反する制度改悪を阻止するため、審議会への意見反映を求める。

3) 定年延長

i 働き続けられる職場環境と均等待遇による労働条件を確保し、年金と接続した定年制度を確立させる。

ii 労働者の選択権を保障し、一律的 70 歳定年延長に反対する取り組みの意思統一を図る。

iii 国家公務労働者の定年年齢の引き上げは、公務労働者の労働条件の変更にとどまらず、公務・公共サービスの専門性、安定・継続性を確保するためにも、安心して働き続けられる条件と環境整備が求められる。同時に、民間労働者にも影響することから、官民共同でのとりくみを進める。

4) 学校職場における「一年単位の変形労働制」の政省令・指針づくりに、一律の押し付けを許さない、労働時間管理の徹底、上限ガイドラインの厳守など政府答弁を反映させる。

「せんせいふやそう」のたたかいを拓げることなど、人員不足に解消に向けて労働条件の向上と共に求める。

5) 政府は引き続き請負や業務委託契約による「雇用されない働き方」を拡大しようとしている。実態を明らかにし実質的な雇用関係のもとでの偽装された「雇用されない働き方」を告発し、労働法規を順守させる運動を強める。

フリーランス等などの「雇用されない働き方」においても労働者性を ILO の指標も踏まえ「広い労働者概念」を確立させ、実質的な判断を行わせ、労働者の権利保障を求める。

6) ハラスメントの根絶のために労働者の人権を保障し、被害者の立場から、ILO 条約の批准を求める。ILO 条約・勧告の内容に沿って労働者間や社外からのハラスメントも対象とするなどで「ハラスメント関連法」の改正を求める。

7) ブラック企業なくせのキャンペーン運動にとりくみ、青年や学生と連帯した行動を「権利手帳」の配布などを行い、強化する。また、メンタルやパワハラ対策など労働安全衛生活動を強化するとともに、育休や介護休暇の代替要員（可能な限り正規職員で）の確保など、働き続けられる職場づくりに向け、具体的な成果を獲得する。

8) AI やビッグデータの活用など財界や政府が提唱する「第 4 次産業革命」「ソサエティ 5.0」は労働者の労働条件向上に資するものとするため、雇用を守らせ、賃金引き下げを伴わない労働時間の短縮や生活保障制度などの議論を開始し、運動の構築を図る。そのためにも労働者性と国民生活を破壊するライドシェアなどの導入や交通空白地の定義を拡



大する道路運送法の改悪に反対する。テレワークについても安易な導入を許さず、実態を告発しながら労働者の健康に働く権利などを守らせるたたかいをすすめる。

- 9) 労働法制課題の共闘組織である労働法制中央連絡会の総会の確認に基づき、引き続き運動を強化する。
- 10) 働き方に関する全労働者共通の課題をまとめ、統一要求・政策づくりを労働法制中央連絡会とも連携してすすめる。
- 11) JAL や日本 IBM、社保庁などのすべての争議の解決をめざす。  
日本アクリルをはじめ電機、金融などの閉鎖や合併を許さないたたかいを強める。

### ③ 宣伝・キャンペーン

- 1) 「8時間働いたら帰る、暮らせるワークルールの確立を」の「新 36 協定キャンペーン」にパブリックビューや市民講座の開催などで引き続きとりくむ。SNS を活用し、課題や要求・政策を広く周知し、意見を集約する活動を展開する。  
同時に、「SNS 活用の手引き」の活用状況も把握し、運動にいかす。
- 2) 長時間労働の根絶や格差是正を全国一律最低賃金制度実現とあわせて、「ディーセントワーク統一宣伝行動」で取り上げる重点課題とする。毎月 15 日を軸に、春闘共闘、労働法制連絡会などと連携して各地方・地域で宣伝行動にとりくむ。内容は、政府の法制度改悪の周知、それと対抗する労働組合の制度政策改革要求の紹介に加え、未組織労働者への組合結成・加入の呼びかけも行う。

## (4) 税と社会保障を労働者本位に根本的に変える。

① 消費税増税を撤回させ、消費税の廃止を視野に当面、緊急に消費税を 5% に減税する共同したたたかいを広げ、強める。税の集め方、使い方のあり方についての学習などに取り組み、税率 10% になったことで生じた弊害、くらしの変化など、増税に対する怒りの意識を持ち合い、共有するための話し合いをすすめる。

- 1) 消費税の 5 分学習パンフを活用した学習を徹底する。
- 2) 消費税減税の署名をおこなう。
- 3) 消費税減税の宣伝および街頭署名をおこなう。
- 4) 春闘期に院内集会をおこなう。
- 5) 大企業・大資産家に対する課税強化と中小企業支援策の具体案を策定する。
- 6) 1 月 18 日から 19 日の「第 2 回いのちと暮らしを守る税研集会」を成功させる。

② 「全世代型社会保障」など安倍政権が国民への幻想を強めるも、介護・年金の改悪を許さず、医療制度の改善を求める行動を配置する。なお、闘争体制を確立して「地域医療を守るたたかい」を展開する。

「社会保障が国や自治体の役割の基本」との世論をひろめ、税金や保険料の集め方、使い方を労働者・国民の立場へ根本的に転換することを求め、学習と運動を強める。

- 1) 年金改悪法、介護保険改悪法案との闘い

署名提出集会等大きな行動を検討する

(中央行動の中、もしくは社保協・民医連・年金者組合との共催で)

国民春闘期の宣伝を強める

法案提出時を中心に集会や国会前行動・傍聴等を設定し、参加を組織する。

## 2) 医療・介護・保育・福祉労働者の処遇改善

チラシを作成した宣伝を検討する。その際、増員闘争も強調したアピールをおこなう政府に対して人員配置基準を引き上げることを求める。

## 3) 地域医療構想について

公的医療を守ることが必要であり、地域でのたたかいが重要となっている。各地方組織や地域組織は地方・地域の社保協と共に「地域医療を守るたたかい」に取り組む。1月中旬に厚生労働省要請を行う。2月26日には院内集会を開催し、厚生労働省へ撤回を求める。

全労働者・各産業、地域活性化の課題であり、憲法を活かすたたかいと位置づけ、闘争体制を確立してたたかう

## (5) 改憲と戦争する国づくりに反対する国民的な共同の強化

- ① 平和な社会で働くこと、暮らすことは労働者の要求であり、労働組合の課題である。憲法学習をいっそう強めると共に「憲法カフェ」などを開催し、職場での意思統一を高める。組合員の参加を得て、安倍政権の改憲策動の具体化を許さない世論と共同をいっそう強める。そのため、「3000万人署名」の目標達成に向けて奮闘する。

また、改憲発議を許さないために新たに提起される「改憲発議に反対する全国緊急署名」については、2020年末までそれぞれの組織が目標を掲げ組織を挙げて取り組む。2月8日に開催される憲法共同センターの全国学習交流会に積極的に参加する。

- ② 中東海域への自衛隊派兵や「有志連合」への参加、PKO派遣部隊の任務拡大、沖縄での基地建設、オスプレイの配備、軍事演習や即応予備自衛官の拡大・活用、防衛費の増額に反対する運動など、戦争する国づくりを許さないとりくみを一つひとつ強化し、国民世論での反撃を強める。
- ③ 回答指定日翌日の統一行動の際に職場決議をあげる。
- ④ 5月から6月を「憲法闘争強化月間」として、宣伝活動や「新憲法署名」取り組むとともに5・3憲法集会等の大規模な共同した集会を成功させるなど、世論喚起を推進する。
- ⑤ 「野党は共闘」の世論喚起をいっそう強め、政党間の協議促進を求め、共闘を推進するために要求を前面に掲げ、力と工夫をつくす。また、各地の首長選挙でも共闘を追求し、憲法を守り住民生活を向上させ、地域経済の持続的発展を実現する自治体をつくる
- ⑥ 核兵器の非人道性を国内外に広く訴えとりくみを強め、日本政府に対して核兵器禁止条約の早期批准を求める。ヒバクシャ国際署名を推進する。

3.1 ビキニデーの成功に向け各地で取り組む。

4月の「世界大会 IN ニューヨーク」を成功に向け、青年を中心に派遣団を構成する。

- ⑦ 日米地位協定の抜本的改定を求めて、学習を進め、諸団体と共同しての自治体議会での意見書採択運動と署名にとりくむ。

#### (6) 災害復興・原発ゼロと民主主義をまもるとりくみ

- ① 被災者の一刻も早い生活再建を優先する政策への転換を求める。
- ② 現在の自然災害に対する事後の大規模復興を中心とした政策を改め、事前に被害を最小限にするための政策=減災への転換を求め、国民世論と共に早期のインフラ改修など減災政策の実施を迫る。
- ③ 原発再稼働を許さず、原発ゼロ基本法の審議・成立を求めるたたかいを強化する。3・11を中心として各地で反原発の集会・宣伝等をおこなう。3月7日に開催される「福島切り捨てをゆるさない！原発ゼロ集会」（日比谷野音）を成功させる。

原発輸出について輸出対象国の労働組合との議論を行い、自然エネルギーを中心とした原発によらない政策の推進を求める。

- ④ 特定秘密保護法や共謀罪法の廃止を求めると共に国民の権利を侵害する国や自治体のあらゆる行為を許さない取り組みを強化する。特に労働組合を対象とする攻撃には直ちに反撃する。
- ⑤ 日米貿易協定や日欧 FTA、TPP などの拡大に反対し、日本の農業をはじめとした産業を守るたたかいを進める。
- ⑥ 地球環境を守るたたかいをひろめ、大量生産・大量消費の見直しや NOx の削減に向けた大企業の責任を明確にし、政府の役割発揮を求める。  
世界的な動きと連動させた統一行動を配置する。
- ⑦ 持続的な地域の経済や社会を支える、医療・福祉・交通・金融・公務・各産業の役割を地域で共有化する。

#### (7) 組織を強化する。

国民春闘要求アンケートのとりくみを強化し要求の職場での議論を徹底する。

議論を踏まえて期日までに春闘要求をすべての職場で提出し、提出の様子を組合員に知らせ、要求と運動を強化する。

団体交渉への組合員参加を積極的に図る。

職場と情報の共有化を図るため中央行動・単産行動・地域行動や交渉内容等をニュース化する。

ストライキ権を確立し、ストライキを背景としたたたかいをすすめる、回答指定日までに回答を求める。回答水準によってはストライキ権を行使するための議論や教宣活動を強化する。

## IV 20 国民春闘における力の結集

### (1) 職場要求討議を計画的に促進する

職場討議の重要性について各級機関会議において共通認識をつくる。

職場討議を実践するための単産や地方単産・地域の支援体制をつくる。

### (2) 統一行動の設定と集中

#### ① 中央行動の統一と統合

中央行動は各地方や各産別の意思統一と団結の姿をアピールするものである。

そこで、力の集中と行動の統一を重視する。

具体的な中央行動は2回とする

3月上旬 国会デモを予定

6月下旬 国会か銀座デモ（全体集会前の集合デモも想定）

#### ② 民間・公務一体のたたかいを追求する

国民春闘における要求実現を図るため民間・公務一体のたたかいを更に発展させる。

具体的には、公務部会が作成する「地域総行動資料集」を活用し、地方自治体への要請行動や「何でも相談会」、共同の宣伝活動などを取りくみ、官民一体のたたかいを地域から大きくする

2月15日（土）に官民共同宣伝行動をディーセントワークデイのとりくみと一体的に実施する。また、民間単産や労組の意思統一や交渉、ストライキなどへの行動へ公務労働組合の参加を追求する。

#### ③ 大企業への要請行動

2月13日（木）（予定）で経済団体や内部留保や流動資産の多い大企業を対象に内部留保の活用を求めて要請行動に取り組む。

また、トヨタ総行動（2月11日）に参加する。

#### ④ 支援体制の確立

単組等の要求討議から妥結までの闘いを各単産が支援すると共に地方組織・地域組織が協力・連携した支援の強化を追求する。

#### ⑤ 集約体制の確立

単産の集約体制を年内に確立する。そのため、集約方法の改善を図る。

### (3) 各月の行動の明確化

#### 1月 闘争宣言・要求の確立期

各組織の機関会議での国民春闘のたたかいと要求にかかる意思統一を行う。

職場討議等を行い、要求を確立すると共にたたかい方についての位置統一を行う。

経営団体等への要請・宣伝行動を行う。

経団連包囲行動を「2020 春闘闘争宣言行動」として位置づける。

## 2月 要求の提出期

要求実現に向けた世論の形成・「要求と運動」の可視化

(宣伝・スタンディング・「市民労働講座」や「なんでも相談会」「〇〇まつり」等の開催)

地方・地域における地方単産、単組の参加を得た中立・未加盟労組や経営団体や商店街等との懇談活動と宣伝の結果の職場へのフィードバック

民間と公務の共同のディーセントワーク宣伝

自治体・議会に対する要請行動

新規採用者組織化準備月間

大企業要請行動

## 3月 要求実現期：交渉集中ゾーン

回答を迫るための交渉や各単産および公務単産や単組を含めた要請・交渉

3月上旬に交渉の到達点の共有化や最低賃金の引き上げのため中央行動

第1次最賃デー

3月中旬に回答集中日を設定し、翌日の統一行動日を位置付ける。

新規採用者組織月間・新人歓迎行事等実施期

交渉集中ゾーン・共同要請行動（地方・地域・公務の参加も追求）や宣伝行動

## 4月 回答引上げ期

回答促進闘争強化旬間

第2次最賃デー

組織加入促進期

世界大会 IN ニューヨークへの若者の参加

## 5月 回答引上げ・国民要求実現運動期

メーデーや改憲阻止の5・3集会を中央と各地で開催する等、国民要求実現のための集会や宣伝活動

第3次最賃デー

終盤国会に向けた国会行動

## 6月 最低賃金引き上げ・全国一律最賃・公務労働者の賃金引き上げ・地域格差解消運動期

最低賃金引き上げ・全国一律最賃・公契約実現を軸に全国いっせい行動（ゾーン）

第4次最低賃金デー・座り込み

公務労働者の労働条件向上のための世論形成

最低賃金・公務賃金改善を中心課題にした中央行動・野音集会

## 7月 第5次最賃デー

#### (4) 日程

1月10日	単産・地域代表者会議 新春合同旗開き
16日	春闘闘争宣言行動（経団連包囲行動）
29日	春闘決起集会（東京春闘共闘との共催）
2月	地域総行動 大企業要請行動
3月5日	春闘中央行動（春闘要求確認決起集会）（国会デモを予定）
11日	回答指定日
12日	スト含む一斉行動日
13日	重税反対行動
3月末	交渉集中ゾーン
4月1日～10日	回答促進闘争強化旬間
5月1日	第91回メーデー
3日	5・3憲法集会
6月4日	中央行動（最賃・公務賃金）・銀座デモを予定
以上	